

# 交換分合制度（土地改良法）

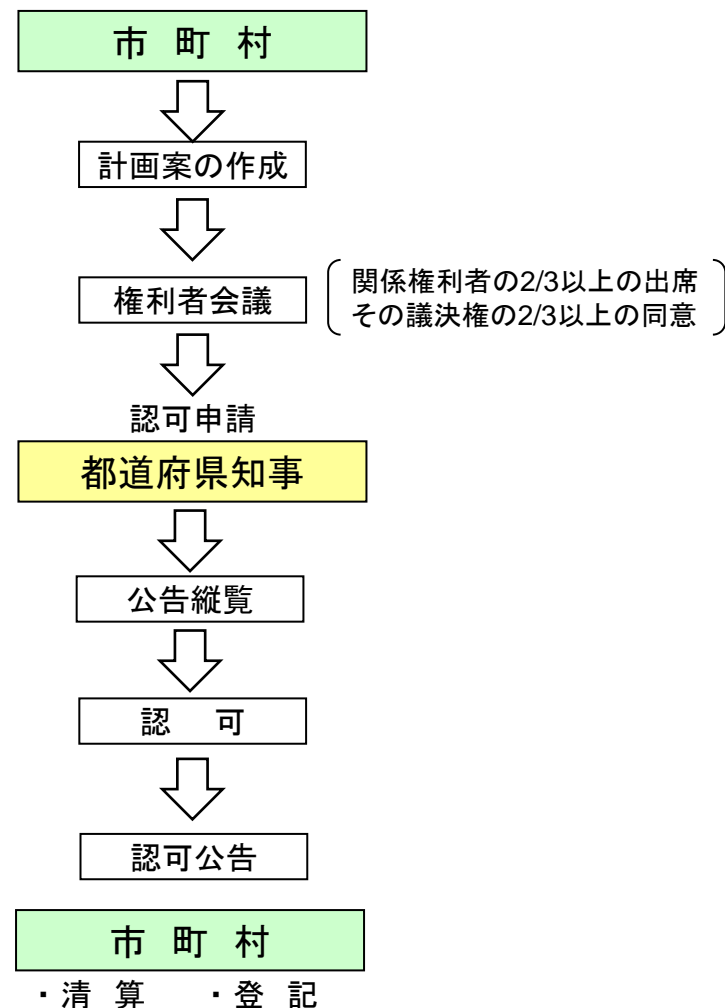
## ○ 交換分合制度

農用地の集団化を図ることは、農業構造の改善にとって重要な手段であるので、土地改良法においては、一定の地域の農用地について、その所有権や使用収益権を一定の計画のもとに一括して移転又は設定（消滅）することにより、土地の区画形質の変更を伴わずに農用地の集団化を図る交換分合制度を定めている。

なお、土地改良法において、交換分合を実施することができる事業主体は、次のとおりである。

- ① 市町村
- ② 土地改良区
- ③ 農業委員会
- ④ 農業協同組合等

## ○ 交換分合手続図（市町村）



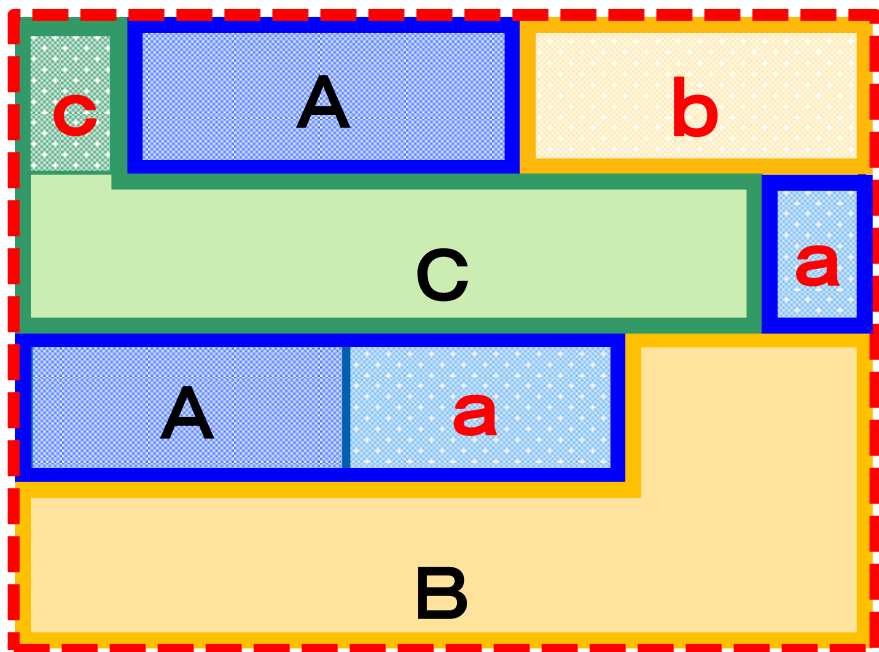
# 「交換分合」とは

ほ場の区画、形状等の変更の工事を行うことなく、分散している農用地を地域ぐるみの交換によってまとめる(集団化する)事業

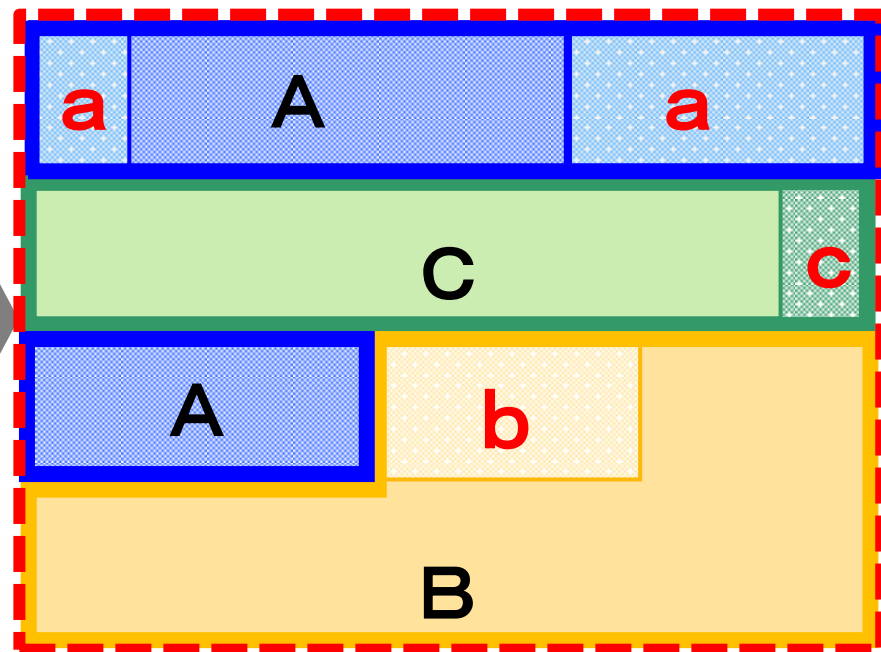
土地改良法第2条第2項第6号

農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合

交換分合前



交換分合後



交換分合を実施する際の一定地域(地区)には、次の農用地を含めることができる。

- ① 直接、権利移動する農用地 (a、b、c)
- ② 権利移動によって集団化の効果が生ずる農用地 (A、B、C)
- ③ ①または②が予定された農用地

一定地域

# 交換分合実施に係る交付金の交付要件

交付要件(交付率50%)

- (1) 面積要件: おおむね 5ha以上
- (2) 集団化率: おおむね 40%以上
- (3) 移動率: おおむね 20%以上

集団化率

$$\frac{p - q}{p - n} \times 100$$



$$\frac{6 - 4}{6 - 3} \times 100 = 67\%$$

$p$ : 従前の団地数    $q$ : 実施後の団地数    $n$ : 地区内の耕作者数

移動率

$$\frac{B}{A} \times 100$$



$$\frac{25}{100} \times 100 = 25\%$$

$A$ : 一定地域の農用地面積    $B$ : 交換分合により権利が移動した農用地の面積